

指定児童発達支援・指定放課後等デイサービスの報酬算定区分に関する届出書

1 事業所・施設の名称	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 サービスの種類	① 指定児童発達支援（児童発達支援センターに限る。） ② 指定児童発達支援（児童発達支援センターを除く。） ③ 指定放課後等デイサービス
4 申請する報酬算定区分	医療的ケア区分（あり ・ なし）

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

注2 「申請する報酬算定区分」には、該当する番号に○を付してください。

注3 3及び4の組み合わせに応じて必要な人員配置が異なる（利用する障害児それぞれの医療的ケア区分の度合によっても異なる）ため、当該人員配置の体制を満たしている場合のみ申請が可能です。